

名古屋姉妹友好都市協会規約

(名称)

第1条 この協会は、名古屋姉妹友好都市協会（以下「協会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協会は、名古屋市が姉妹友好都市提携を結んでいるロサンゼルス市、メキシコ市、南京市、シドニー市、トリノ市及びランス市並びに姉妹友好都市提携に向け協議を進める都市との間の人物・文化・教育・経済等の交流を通じ、両市民の相互理解と友好親善を促進することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種親善事業の計画立案及び実施
- (2) 都市提携の趣旨の普及・啓蒙
- (3) その他協会の目的達成に必要な事業

(構成)

第4条 協会は、第2条の目的に賛同する団体及び個人をもって構成する。

(総会)

第5条 総会は、年1回会長がこれを招集する。但し、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を招集することができる。

2 総会の付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 理事及び監事の選出
- (2) 予算の議決及び決算の認定
- (3) 事業計画及び事業報告の承認
- (4) 規約の変更
- (5) その他会長が必要と認める事項

(理事会)

第6条 理事会は、理事で構成し、会務の執行に関する重要事項を協議し、決定する。

2 理事会は、必要に応じ会長がこれを招集する。

(部会)

第7条 協会に、必要があるときは、部会を置くことができる。

(役員)

第8条 協会に、名誉会長1名、会長1名、副会長若干名、理事40名以内（うち常任1名） 監事2名を置く。

2 名誉会長は、名古屋市長の職にあるものをもってあてる。

3 会長は、名古屋市長の職にあるものをもってあてる。

4 副会長は、理事の中から互選する。

5 常任理事は、名古屋市観光文化交流局担当部長をもってあてる。

6 役員（名誉会長、会長を除く。）の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

7 役員（名誉会長、会長を除く。）は、その任期満了後でも後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

(役員職務)

第9条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め会長が定めた順序によりその職務を代理する。

3 監事は、協会の出納を監査し、その結果を総会に報告する。

(顧問)

第10条 協会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(事務局)

第11条 協会の庶務を処理するため、事務局を名古屋市観光文化交流局観光交流部国際交流課内に置く。

2 常任理事は事務局長を指揮し、協会の庶務を総括する。

3 事務局に関しては、別に事務局規定を定める。

(経費)

第12条 協会の経費は、会費、負担金、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第13条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会費)

第14条 協会の会費は、年額につき団体会員は1口1万5千円、個人会員は1口3千円（ただし、学生は1口1千円とする。）とする。

2 前項の年額の計算期間は、前条に定める会計年度の区分によるものとし、当該会計年度の中途において会員資格の得喪があった場合においても、全額を納付するものとする。ただし、当該会計年度の10月以降において会員資格の取得があった場合は、年額の半額を当該年度の会費とする。

(入会及び退会)

第15条 協会へ入会、または協会を退会しようとする者は会長に届け出るものとする。

(その他)

第16条 前各条に定めるもののほか、協会の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成元年6月10日から施行する。

この規約は、平成12年6月9日から施行する。

この規約は、平成15年6月13日から施行する。

この規約は、平成17年2月23日から施行する。

この規約は、平成17年7月15日から施行する。

この規約は、平成19年5月11日から施行する。

この規約は、平成24年5月22日から施行する。

この規約は、平成28年6月3日から施行する。

この規約は、平成29年5月31日から施行する。

この規約は、平成30年5月24日から施行する。

この規約は、令和2年5月22日から施行する。

この規約は、令和6年5月29日から施行する。